

# 身体拘束禁止に関する指針

社会福祉法人 神戸老人ホーム

## 1、身体拘束禁止に関する考え方

身体拘束は、利用者の自由な生活を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員の一人一人が身体拘束による身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束を安易に正当化しないよう、身体拘束禁止にむけた意識を持ち身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### (1)介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

### (2)緊急やむを得ない場合の3要件

介護保険指定基準上、「当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認などの手続きが極めて慎重に実施されているケースに限る。

- ① 切迫性 :利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性著しく高いこと。
- ② 非代替性 :身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性 :身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## 2、身体拘束禁止に対する姿勢

### (1)施設長が決意し、施設が一丸となって取り組む

施設長や介護部長等の責任者が身体拘束禁止を決意し、現場をバックアップする方針を徹底する。現場の職員の不安を解消し、安心して身体拘束禁止へ取り組む環境を作ることとする。

### (2)全職員で議論し、共通の意識を持つ

身体拘束の弊害を認識した上で、本人・家族・職員等も交えて十分に議論し、「利用者中心」という考え方のもとで問題意識を共有する努力をする。

**(3)**身体拘束を必要としない状態の実現を目指す

個々の利用者について、再度アセスメントを行い、認知症による周辺症状がある場合についてもそこには何らかの原因があると考え、取り除く努力をする。

**(4)**事故の起さない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保する

身体拘束禁止を支援する側面から、転倒等の事故防止対策を併せて講じる必要があり、利用者の生活環境の改善、職員全員が有事に助け合い支援できる柔軟な態勢づくりに取り組む。

**(5)**常に代替方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的にする

3要件を満たし例外的に身体拘束せざるを得ない場合において、本当に代替方法がないのかを常に検討し、問題の検討もなく漫然と身体拘束を継続することなく、身体拘束を廃止する姿勢を堅持することが重要である。

3、身体拘束禁止に向けた体制

**(1)**人権擁護委員会の設置

月に1度、施設長を委員長として施設内での身体拘束の状況を確認するとともに事例検討等行う。

① 人権擁護委員会の目的（身体拘束禁止に関する目的）

- ・施設内での身体拘束禁止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束禁止に関する職員全体への指導

② 人権擁護委員会の構成員

- ・施設長
- ・副施設長
- ・各所属長
- ・医師（必要に応じて召集）
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・介護支援専門員
- ・生活相談員
- ・管理栄養士

③ 人権擁護委員会の開催

- ・毎月定期開催とする。
- ・必要時には随時開催とする。

#### 4、身体拘束禁止・改善のための教育研修

##### (1)身体拘束禁止に関する研修の実施。

- ① 年1回以上法人内の全職員を対象とした高齢者虐待防止研修内において、身体拘束禁止について研修を実施する。
- ② 新人職員を対象としたオリエンテーションにおいて、身体拘束禁止について研修を実施する。

#### 5、やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者や職員の生命及び安全を確保するために、やむを得ず身体拘束を行う必要がある場合は、以下の手順の通りに手続きを行います。

##### (1)カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況の場合、人権擁護委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身への影響や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを決定した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。

##### (2)利用者本人又は家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と身体拘束の内容、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

##### (3)記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時カンファレンスにて検討します。

##### (4)身体拘束の解除

カンファレンスの結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。

#### 6、身体拘束禁止に向けた各職種の役割

身体拘束禁止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチからチームで対応する。各職種の身体拘束禁止に向けた役割は以下の通りとする。

(施設長)

- ・身体拘束における諸課題等の最高責任者

(副施設長)

- ・人権擁護委員会の責任者
- ・介護現場における諸課題の責任者

(医師)

- ・医療行為への対応
- ・看護職員との連携

(看護職員)

- ・医師との連携
- ・施設における医療行為の範囲を整備
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

(生活相談員・介護支援専門員)

- ・身体拘束禁止に向けた職員教育
- ・医療機関、家族との連絡調整
- ・家族の意向と現場対応の調整
- ・施設のハード・ソフト面の改善
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

(管理栄養士)

- ・利用者の状態に応じた食事の工夫
- ・記録の整備

(介護職員)

- ・職員間で身体拘束の弊害や利用者の尊厳保持について情報共有する。
- ・利用者個々の心身の状態を把握し、ケアを行う
- ・利用者と十分にコミュニケーションを取り、主訴を把握する
- ・記録の整備

附則

平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

平成 30 年 4 月 1 日より施行する。